

第 6 号様式（第 8 条）

（表）

		第	号
安心・安全で快適なまちづくりなごや条例施行細則 第 8 条第 4 項の規定による身分証明書			
写真	氏 名		
	生年月日		
年 月 日発行			
名古屋市長		印	

（裏）

安心・安全で快適なまちづくりなごや条例施行細則（抜すい）
（過料）
第 8 条 条例第12条の規定により科すべき過料の額は、2,000円とする。
2 条例第12条の規定により過料を科する場合には、過料の処分を受ける者に対し、過料処分決定通知書（第 4 号様式）を交付するものとする。
3 前項の処分をしようとする場合には、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめ口頭又は告知・弁明書（第 5 号様式）の交付により、その旨を告知するとともに、弁明の機会を与えるものとする。
4 前 2 項の規定による業務に従事する職員は、その身分を示す証明書（第 6 号様式）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 備考 1 用紙の大きさは、縦5.4センチメートル、横8.6センチメートルとする。
- 2 写真の大きさは、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルとする。